

令和6年度版
(2024年度)



すこやか 介護保険

利用の
てびき

下 関 市

介護保険のしくみ

サービス利用の手順

利用者負担

介護サービス

介護予防サービス

施設サービス

地域密着型サービス

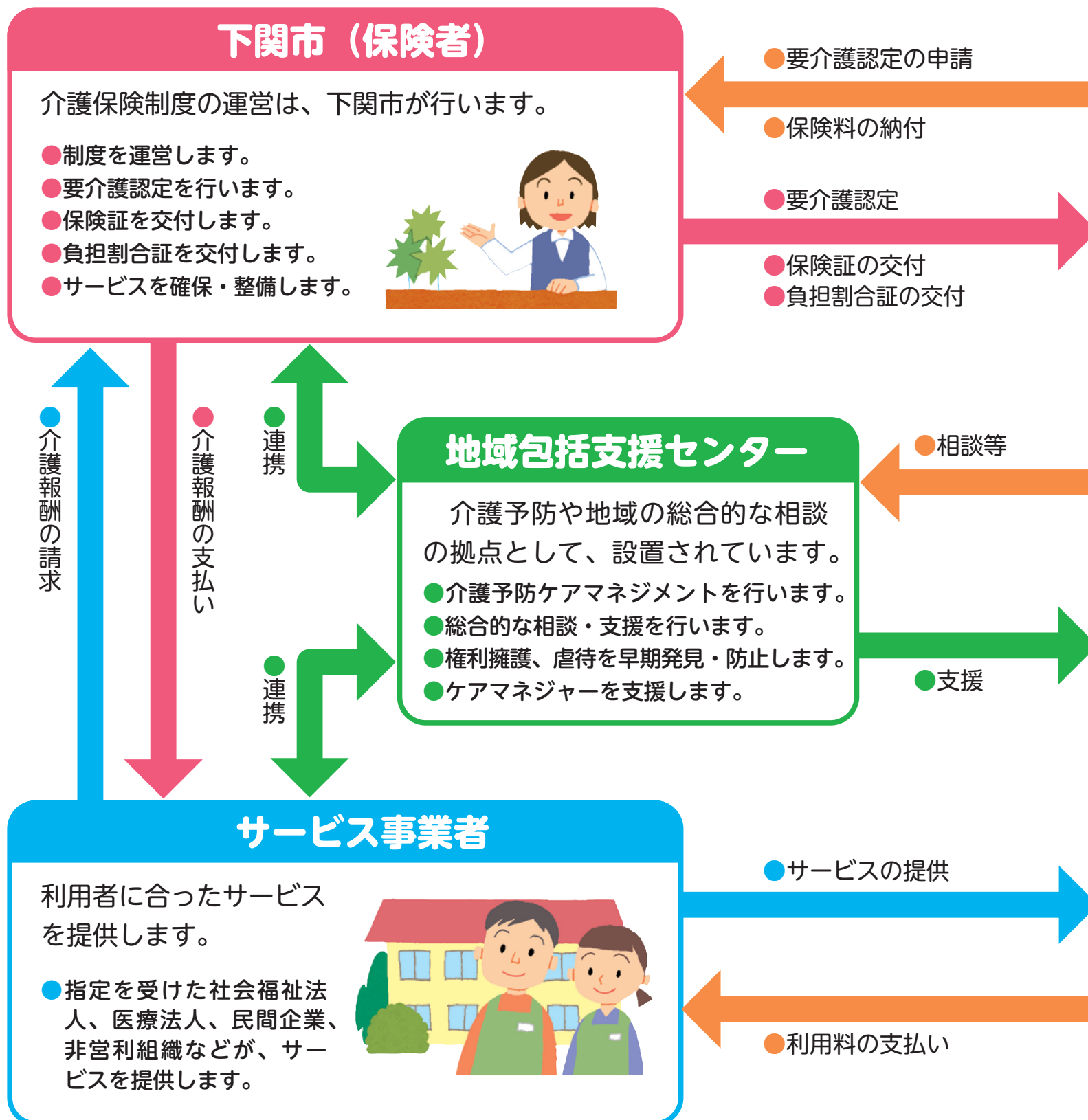
介護予防の取り組み

困ったときは

介護保険料

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、下関市が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。



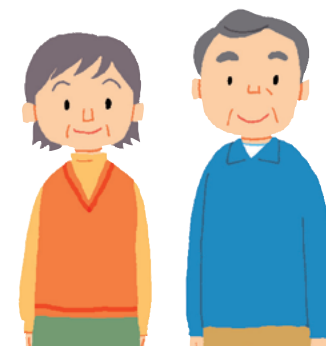
※掲載している内容については、今後変更される場合があります。

本人の状態に合わせたサービスが利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請などをします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。

第1号被保険者 65歳以上の人

サービスを利用できる人



第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったとき、下関市の認定を受けてサービスを利用できます。

※65歳以上の人で、交通事故など第三者による不法行為により介護保険を利用する場合は、下関市への届出が必要です。示談前に下関市の担当窓口へ連絡してください。

第2号被保険者 40歳以上65歳未満の人 (医療保険に加入している人)

サービスを利用できる人



第2号被保険者は、特定疾病により介護や支援が必要となったとき、下関市の認定を受けてサービスを利用できます。

特定疾病 加齢と関係があり、要介護・要支援状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる疾病。

- | | | | |
|---|--|------------------------------------|--------------------------------------|
| ●がん
(医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る) | ●骨折を伴う骨粗鬆症 | ●脊柱管狭窄症 | ●脳血管疾患 |
| ●関節リウマチ | ●初老期における認知症 | ●早老症 | ●閉塞性動脈硬化症 |
| ●筋萎縮性側索硬化症 | ●進行性核上性麻痺、
大脳皮質基底核変性症
およびパーキンソン病 | ●多系統萎縮症 | ●慢性閉塞性肺疾患 |
| ●後縦靭帯骨化症 | ●脊髄小脳変性症 | ●糖尿病性神経障害、
糖尿病性腎症および
糖尿病性網膜症 | ●両側の膝関節または
股関節に著しい変形
を伴う変形性関節症 |

■介護保険の保険証が交付されます

介護保険の加入者には医療保険の保険証とは別に、1人に1枚の保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。介護保険のサービスを利用するときなどに使用します。

- 65歳に到達する月に交付されます。
- 40歳以上65歳未満の人は、認定を受けた場合に交付されます。

■介護保険負担割合証が交付されます

介護保険の認定を受けている人などには「介護保険負担割合証」が交付されます。サービス利用の際に支払う利用者負担の割合（6ページ参照）が記載されています。

- 適用期間は1年（8月1日～翌年7月31日）で、毎年交付されます。
- サービス利用時に保険証といっしょにサービス事業者へ提示します。

サービス利用までの流れ

介護や支援が必要になったと思ったら、地域包括支援センターや下関市の担当窓口にご相談しましょう。サービスを利用するまでの流れは次のようになります。

1 担当窓口にご相談します

介護や支援などが必要になったと思ったら、地域包括支援センターや下関市の担当窓口にご相談しましょう。

介護予防・日常生活支援
総合事業の利用を希望

介護サービス、介護予防
サービスの利用を希望

2 要介護認定の申請をします

介護サービスや介護予防サービスの利用を希望する人は、下関市の担当窓口にて要介護認定の申請をしましょう。

※申請は、本人・家族などのほか、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者や介護保険施設、成年後見人などに代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 医療保険被保険者証(※)

(40歳以上65歳未満の人の場合)
◆各種申請や届出の書類には原則としてマイナンバーを記入します。窓口での確認のため、マイナンバーと身元の確認ができるものを持参してください。詳しくは下関市の担当窓口へお問い合わせください。
※マイナンバーおよび身元の確認ができるものを持参された場合は省略できます。

2 基本チェックリストを受けます

日常生活に必要な生活機能の状態を調べる「基本チェックリスト」を受けます。

3 調査と審査が行われます

●認定調査

心身の状況を調べるため、実際に確認動作をしていただいたり、本人と家族などから聞き取り調査をします。

※全国共通の調査票が使われます。

●一次判定(コンピュータ判定)

調査票と主治医意見書をもとにコンピュータによる判定をします。

●二次判定(介護認定審査会)

認定調査の結果と主治医意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。

主治医意見書

主治医から介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。

4 認定結果をお知らせします

要介護 1

要介護 2

要介護 3

要介護 4

要介護 5

介護サービスによって、生活機能の維持・改善を図ることが適切な人などです。

要支援 1

要支援 2

要介護状態が軽く、介護予防サービスや介護予防・生活支援サービス事業によって、生活機能が改善する可能性の高い人などです。

非該当

要介護・要支援に該当しなかった人です。介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望する場合は、基本チェックリストを受けましょう。

※一般介護予防事業のみ利用する場合は、基本チェックリストを受ける必要はありません。

2 要介護認定の申請へ

事業対象者

介護サービス(介護給付)

を利用できます

居宅介護支援事業者などに依頼して利用するサービスを具体的に盛り込んだケアプランを作成し、ケアプランにもとづいてサービスを利用します。



P8へ

介護予防サービス(予防給付)

を利用できます

地域包括支援センターや、指定を受けた居宅介護支援事業者が中心となって介護予防ケアプランを作成し、住み慣れた地域で自立した生活を続けていけるよう支援します。

※介護予防ケアプランにもとづき、介護予防・生活支援サービス事業をいっしょに利用できます。



P10へ

介護予防・日常生活支援総合事業

を利用できます

下関市が行う、65歳以上の人を対象にした、介護予防のためのサービスです。

P15へ

介護予防・生活支援サービス事業

- 1 訪問型サービス
身体介護、生活援助(調理・掃除・ごみ出しなど)
- 2 通所型サービス
日常生活上の支援や生活行為向上のためのサービス(運動器機能向上など)
- 3 その他の生活支援サービス
栄養改善を目的とした配食サービス

一般介護予防事業

65歳以上のすべての方が利用できる、介護予防のためのサービスです。



介護保険サービスの利用者負担

サービス費用の一部負担で利用できます

介護保険サービスは、実際にかかる費用の一部（利用者負担割合分）を負担することで利用できます。ただし、おもな在宅サービスなどには上限額（支給限度額）が決められていて、それを超えるサービスを利用した場合は、超えた分は全額が利用者負担になります。

■利用者負担割合

3割	①②の両方に当てはまる場合 ①本人の合計所得金額※1が220万円以上 ②同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額※2」が ・単身世帯＝340万円以上 ・2人以上世帯＝463万円以上
2割	3割負担以外の人で①②の両方に当てはまる場合 ①本人の合計所得金額※1が160万円以上 ②同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額※2」が ・単身世帯＝280万円以上 ・2人以上世帯＝346万円以上
1割	上記以外の人 第2号被保険者（40歳以上65歳未満の人）、市民税非課税の人、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担です。

※1 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

※2 合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した金額のことで、その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

●サービス費用が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担を世帯合算して、上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

■利用者負担の上限

利用者負担段階区分	上限額(月額)
●年収のめやす約1,160万円以上	世帯 140,100円
●年収のめやす約770万円以上約1,160万円未満	世帯 93,000円
●年収のめやす約383万円以上約770万円未満	世帯 44,400円
●一般	世帯 44,400円
●市民税世帯非課税等	世帯 24,600円
・高齢福祉年金の受給者	世帯 24,600円
・合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下	個人 15,000円
●生活保護の受給者	個人 15,000円

介護保険と医療保険の両方が高額になった場合

介護保険と医療保険の両方の負担額（介護保険、医療保険それぞれの限度額を適用後の負担額）を年間（8月～翌年7月）で合算し高額になったときは、限度額を超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」があります。支給対象となる人は医療保険の窓口申請してください。

サービス利用にはケアプラン（介護予防ケアプラン）が必要です

ケアプラン（介護予防ケアプラン）とは、サービスの利用計画書のことです。要介護1～5の人は居宅介護支援事業者（施設サービスなどはその施設）に依頼してケアプランを作成します。要支援1・2の人は地域包括支援センターや、指定を受けた居宅介護支援事業者に依頼して介護予防ケアプランを作成します。サービスはケアプラン（介護予防ケアプラン）に基づいて利用します。

ケアプラン（介護予防ケアプラン）の相談・作成には、利用者負担はありません。

施設サービスを利用した場合の利用者負担

利用者はサービス費用の利用者負担割合分と、居住費等・食費・日常生活費の全額を負担します。利用者負担割合分以外の費用は施設との契約で決まりますが、居住費等・食費には基準となる額（基準費用額）が定められています。

●基準費用額【1日あたり】

令和6年8月から 居住費等が赤字の金額に変わります。

居住費等				食費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
2,006円 2,066円	1,668円 1,728円	1,668円 (1,171円) 1,728円 (1,231円)	377円 (855円) 437円 (915円)	1,445円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は（ ）内の金額になります。

※令和7年8月から、一部の老人保健施設及び介護医療院の多床室の居住費等が、月額8,000円相当増額となります。

●居住費等・食費が軽減される場合があります

低所得の人は申請して認められた場合「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費等・食費は負担限度額までの負担になります。基準費用額との差額※は「特定入所者介護サービス費」でまかなわれます。給付を受けるには、下関市の担当窓口への申請が必要です。

※施設と利用者の間で契約された居住費等・食費が基準費用額を下回っている場合は、契約内容との差額となります。

●負担限度額【1日あたり】

令和6年8月から 居住費等が赤字の金額に変わります。

利用者負担段階		居住費等				食費	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	・本人および世帯全員が市民税非課税で、高齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者	820円 880円	490円 550円	490円 550円 (320円) (380円)	0円	300円	300円
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円以下の人	820円 880円	490円 550円	490円 550円 (420円) (480円)	370円 430円	390円	600円
第3段階①	本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,310円 1,370円	1,310円 1,370円	1,310円 1,370円 (820円) (880円)	370円 430円	650円	1,000円
第3段階②	本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が120万円超の人	1,310円 1,370円	1,310円 1,370円	1,310円 1,370円 (820円) (880円)	370円 430円	1,360円	1,300円

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額になります。

※上の表に当てはまっても次のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費の支給対象になりません。

①市民税非課税世帯でも世帯が別の配偶者が市民税課税の場合

②市民税非課税世帯（世帯が別の配偶者も非課税）でも、預貯金等が下記の金額を超える場合

- ・第1段階：預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
- ・第2段階：預貯金等が単身 650万円、夫婦1,650万円を超える場合
- ・第3段階①：預貯金等が単身 550万円、夫婦1,550万円を超える場合
- ・第3段階②：預貯金等が単身 500万円、夫婦1,500万円を超える場合

●社会福祉法人等による利用者負担軽減制度について

軽減を実施する社会福祉法人の事業所で、介護（予防）サービスなどを利用する場合に、低所得で特に生計が困難な方について、申請して認められた場合は、利用者負担額、食費、居住費（滞在費）等が軽減される制度です。給付を受けるには、下関市の担当窓口への申請が必要です。

●この制度をご利用いただける方と軽減割合

対象者の要件	軽減内容
世帯全員が市民税非課税で特に生計が困難と認められた方	利用者負担額、食費、居住費（滞在費）等を原則25％軽減
生活保護の受給者	居住費（滞在費）の全額

介護サービス〈要介護1～5の人〉

在宅サービス

★利用者負担のめやすは、サービス費用の1割を掲載しています。(利用者負担割合▶6ページをご覧ください。)このほかに、食費、居住費等、日常生活費、サービスの利用内容による加算や地域による加算などさまざまな加算があります。

★共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。詳しくは下関市の担当窓口までお問い合わせください。

自宅での日常生活の手助け

訪問介護 (ホームヘルプ)

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事、入浴などの身体介護や、掃除、洗濯、買い物などの生活援助をします。



●利用者負担のめやす

身体介護中心(20分以上30分未満の場合)	244円
生活援助中心(20分以上45分未満の場合)	179円

訪問してもらい利用するサービス

訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、持参した浴槽で入浴介護を行います。看護職員による検温や血圧などのチェックも行われます。

●利用者負担のめやす

1回	1,266円
----	--------

訪問リハビリテーション

事業所の医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、心身機能の維持回復、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

●利用者負担のめやす

1回(20分以上行った場合)	308円
----------------	------

医師の指導のもとでの助言、管理サービス

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

●利用者負担のめやす

〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

1回(医師が行う場合で月2回まで)	515円
-------------------	------

訪問看護

医師の指示により、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。



●利用者負担のめやす(30分未満の場合)

1回(訪問看護ステーションから訪問の場合)	471円
1回(病院または診療所から訪問の場合)	399円

施設に通って利用するサービス

通所介護 (デイサービス)

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練を日帰りでを行います。

●利用者負担のめやす(1回) ※送迎を含みます。
(通常規模の事業所の場合) (7時間以上8時間未満の場合)

要介護1～要介護5	658円～1,148円
-----------	-------------

通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関で、食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションを日帰りでを行います。

●利用者負担のめやす(1回) ※送迎を含みます。
(通常規模の事業所の場合) (7時間以上8時間未満の場合)

要介護1～要介護5	762円～1,379円
-----------	-------------

介護サービス〈要介護1～5の人〉

短期間入所して利用するサービス

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

短期入所生活介護 (ショートステイ)



介護老人福祉施設などに短期間入所する人に、食事、入浴などの介護や機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす(1日)

〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	603円	603円	704円
要介護5	884円	884円	987円

短期入所療養介護 (ショートステイ)



介護老人保健施設や医療施設に短期間入所する人に、看護や医学的管理下での介護、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす(1日)

〈介護老人保健施設(基本型)の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	753円	830円	836円
要介護5	971円	1,052円	1,056円

生活する環境を整えるサービス

[]内は介護予防サービスの名称です。

福祉用具貸与[介護予防福祉用具貸与]

福祉用具のレンタルを行います。

	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
車いす(車いす付属品を含む)	×	●	●
特殊寝台(特殊寝台付属品を含む)	×	●	●
床ずれ防止用具	×	●	●
体位変換器	×	●	●
手すり(工事をとまわないもの)	●	●	●
スロープ(工事をとまわないもの)★	●	●	●
歩行器★	●	●	●
歩行補助つえ★	●	●	●
認知症老人徘徊感知機器	×	●	●
移動用リフト(つり具の部分を除く)	×	●	●
自動排泄処理装置	▲	▲	●

●:利用できます ▲:尿のみを吸引するものは利用できません
×:原則利用できません(必要と認められれば利用できる場合があります)

※機能や価格帯の異なるいくつかの商品が事業者から提示されます。
※商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。
※★の福祉用具の一部について、貸与又は販売を選択することが可能です。

住宅改修費支給

事前の申請が必要です

[介護予防住宅改修費支給]

心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要介護者・要支援者に対して、日常生活上の便宜を図り、自立した生活を支援するため、手すりの取付け・段差の解消などの住宅改修に係る費用を支給します。

なお、工事着工前に、必ず事前申請が必要です。

※申請前に着工された工事は給付の対象外です。

- | | |
|----------------|----------------------------------|
| ①手すりの取付け | ④滑りの防止および移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更 |
| ②段差の解消 | ⑤和式便器から洋式便器への取り替え |
| ③引き戸などへの扉の取り替え | |

●利用者負担について

要介護状態区分(要介護・要支援)にかかわらず、支給限度基準額20万円を上限に、利用者負担割合分を除いた額が支給されます。

特定福祉用具販売

申請が必要です

[特定介護予防福祉用具販売]

在宅の要介護者・要支援者が都道府県知事等の指定を受けた事業者から特定福祉用具・特定介護予防福祉用具を購入したときは、居宅介護福祉用具購入費・介護予防福祉用具購入費が支給されます。

- | | |
|------------------|----------------|
| ①腰掛便座 | ⑤移動用リフトのつり具の部分 |
| ②自動排泄処理装置の交換可能部品 | ⑥排泄予測支援機器 |
| ③入浴補助用具 | ⑦スロープ |
| ④簡易浴槽 | ⑧歩行器 |
| | ⑨歩行補助つえ |

⑦～⑨については、貸与又は販売を選択することが可能です。

●利用者負担について

要介護状態区分(要介護・要支援)にかかわらず、年度(毎年4月1日から翌年3月31日まで)内で10万円を上限に、利用者負担割合分を除いた額が支給されます。

特定施設で利用するサービス

特定施設入居者生活介護

特定施設(指定を受けた有料老人ホームなど)に入居している人に、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話をします。

●利用者負担のめやす(1日)

要介護1	542円
要介護5	813円

介護予防サービス〈要支援1・2の人〉

介護予防サービス

- ★利用者負担のめやすは、サービス費用の1割を掲載しています。(利用者負担割合▶6ページをご覧ください。)このほかに、食費、居住費等、日常生活費、サービスの利用内容による加算や地域による加算などさまざまな加算があります。
- ★共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。詳しくは下関市の担当窓口までお問い合わせください。

介護予防・日常生活支援総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」で提供される「訪問型サービス」と「通所型サービス」については16ページをご覧ください。

訪問してもらい利用するサービス

介護予防訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、持参した浴槽で入浴介護を行います。看護職員による検温や血圧などのチェックも行われます。



●利用者負担のめやす

1回	856円
----	------

介護予防訪問リハビリテーション

事業所の医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、心身機能の維持回復、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

●利用者負担のめやす

1回(20分以上行った場合)	298円
----------------	------

医師の指導のもとでの助言、管理サービス

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人の居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。



●利用者負担のめやす

〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

1回(医師が行う場合で月2回まで)	515円
-------------------	------

介護予防訪問看護

医師の指示により、看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。



●利用者負担のめやす(30分未満の場合)

1回(訪問看護ステーションから訪問の場合)	451円
1回(病院または診療所から訪問の場合)	382円

施設に通って利用するサービス

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院、診療所などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションのほか、目標に合わせた選択的サービスを行います。



●利用者負担のめやす(1か月につき)

共通的サービス ※送迎、入浴を含みます。

要支援 1	2,268円
要支援 2	4,228円

有料老人ホームなどで利用するサービス

介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設(指定を受けた有料老人ホームなど)に入居している人に、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話をを行います。



●利用者負担のめやす(1日)

要支援 1	183円
要支援 2	313円

短期間入所して利用するサービス

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所する人に、食事、入浴などの介護や機能訓練などを行います。



●利用者負担のめやす(1日)

〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	451円	451円	529円
要支援 2	561円	561円	656円

介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)

介護老人保健施設や医療施設に短期間入所する人に、看護や医学的管理下での介護、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。



●利用者負担のめやす(1日)

〈介護老人保健施設(基本型)の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	579円	613円	624円
要支援 2	726円	774円	789円

介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売

▶9ページをご覧ください

介護予防住宅改修費支給

▶9ページをご覧ください

施設サービス

●要支援1・2の人は、施設サービスは利用できません。

介護保険施設に入所して利用するサービスです。利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。(利用者負担割合▶6ページをご覧ください。)施設を利用したサービスは、サービス費用のほかに、食費、居住費などが利用者負担になります。(食費、居住費など▶7ページをご覧ください。)



生活全般の介護が必要

要介護3～5の人 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事、入浴、排せつなどの介護や療養上の世話が受けられます。

●利用者負担のめやす（30日）

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 3	21,960円	21,960円	24,450円
要介護 4	24,060円	24,060円	26,580円
要介護 5	26,130円	26,130円	28,650円

●新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。

在宅復帰を目指す

要介護1～5の人 介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。

●利用者負担のめやす（30日）〈基本型の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	21,510円	23,790円	24,060円
要介護 2	22,890円	25,290円	25,440円
要介護 3	24,840円	27,240円	27,390円
要介護 4	26,490円	28,830円	29,040円
要介護 5	27,960円	30,360円	30,540円

介護と医療を一体的に

要介護1～5の人 介護医療院

医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などが受けられます。

●利用者負担のめやす（30日）〈I型の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	21,630円	24,990円	25,500円
要介護 2	24,960円	28,290円	28,800円
要介護 3	32,100円	35,460円	35,970円
要介護 4	35,160円	38,490円	39,000円
要介護 5	37,890円	41,250円	41,760円

地域密着型サービス

住み慣れた地域で生活をするために

住み慣れた地域での生活をするために、地域の特性に応じたサービスが受けられます。ただし、原則として、他の市区町村のサービスは受けられません。

- ★利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。(利用者負担割合▶6ページをご覧ください。)このほかにサービスの利用内容や地域による加算などがあります。
- ★市区町村によっては実施していないサービスがあります。
- ★【 】内は地域密着型介護予防サービスの名称です。
- ★施設を利用した場合、食費、日常生活費、居住費等は別途必要です。
- ★共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービスでも介護保険のサービスを利用できます。詳しくは下関市の担当窓口までお問い合わせください。



多機能なサービス

小規模多機能型居宅介護 【介護予防小規模多機能型居宅介護】

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。



●利用者負担のめやす（1か月）

要支援1	3,450円
要支援2	6,972円
要介護1	10,458円
要介護2	15,370円
要介護3	22,359円
要介護4	24,677円
要介護5	27,209円

小規模な施設サービス

地域密着型 特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで、食事や入浴、機能訓練などのサービスを受けられます。



●利用者負担のめやす（1日）

要介護1	546円
要介護2	614円
要介護3	685円
要介護4	750円
要介護5	820円

※要支援1・2の人は利用できません。

地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、食事や入浴、機能訓練などのサービスを受けられます。

※新規入所は原則として要介護3以上の人が対象です。

●利用者負担のめやす（1日）

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護3	745円	745円	828円
要介護4	817円	817円	901円
要介護5	887円	887円	971円

※要支援1・2の人は利用できません。

地域密着型サービス

認知症の人を対象としたサービス

認知症対応型通所介護

【介護予防認知症対応型通所介護】

認知症の人を対象に、食事や入浴、専門的なケアが日帰りで行われます。

●利用者負担のめやす(1回7時間以上8時間未満の場合)
(単独型の場合)

要支援1	861円
要支援2	961円
要介護1	994円
要介護2	1,102円
要介護3	1,210円
要介護4	1,319円
要介護5	1,427円

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

【介護予防認知症対応型共同生活介護】

認知症の人が、共同生活をする住宅でスタッフの介護を受けながら、食事や入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。

●利用者負担のめやす(1日) (ユニット数1の場合)

要支援2	761円
要介護1	765円
要介護2	801円
要介護3	824円
要介護4	841円
要介護5	859円

※要支援1の人は利用できません。

夜間の訪問介護

夜間対応型訪問介護

夜間でも安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を受けられます。

●利用者負担のめやす
(オペレーションセンターを設置している場合)

基本夜間対応型訪問介護	989円/月
定期巡回サービス	372円/回
随時訪問サービス	567円/回

※要支援1・2の人は利用できません。

複合型のサービス

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせて、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられます。

●利用者負担のめやす(1か月)

要介護1	12,447円
要介護2	17,415円
要介護3	24,481円
要介護4	27,766円
要介護5	31,408円

※要支援1・2の人は利用できません。

24時間対応の訪問介護と訪問看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を、24時間いつでも受けられます。

●利用者負担のめやす(1か月)
◆訪問看護サービスを行う場合(一体型の場合)

要介護1	7,946円
要介護2	12,413円
要介護3	18,948円
要介護4	23,358円
要介護5	28,298円

※要支援1・2の人は利用できません。

小規模な通所介護

地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。

●利用者負担のめやす(1回7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	753円
要介護2	890円
要介護3	1,032円
要介護4	1,172円
要介護5	1,312円

※要支援1・2の人は利用できません。

介護予防の取り組み

介護予防・日常生活支援総合事業

65歳以上の人を対象にした、下関市が行う介護予防の取り組みです。「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に分かれています。

生活機能の状態などによって利用できるサービスが決まります。支援などが必要になったと感じたら、地域包括支援センターや下関市 長寿支援課に相談しましょう。

総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

- 訪問型サービス
- 通所型サービス
- 生活支援サービス

対象者

- ・要支援1・2の認定を受けた方
- ・基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方

P16へ

一般介護予防事業

高齢者が日常的に介護予防に取り組めるような教室など。

対象者

- ・65歳以上のすべての高齢者

P17へ

総合事業のポイント

- 介護予防・生活支援サービス事業のみを利用する場合は、基本チェックリストによる判定で利用できます。(要介護認定は不要です)

基本チェックリストについて

基本チェックリストとは、日常生活に必要な機能が低下していないかを確認するための25項目からなる質問票です。基本チェックリストから、どのような介護予防に取り組みばよいかがわかります。

基本チェックリスト (一部抜粋)

- ☐ 階段を手すりや壁を伝わずに昇っていますか
- ☐ 6カ月間で2〜3kg以上の体重減少はありましたか
- ☐ 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか
- ☐ 週に1回以上は外出していますか
- ☐ 周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあると言われますか

「膝が痛く、外出がしづらくなった」「食欲がなくなってきた」などのちょっとした不調が、介護が必要な状態にまで悪化してしまうことがあります。

いつまでも自分らしい生活を続けるためには、症状が重くなる前に介護予防などに取り組むことが大切です。

★生活機能の低下が気になったら地域包括支援センター(18〜19ページ参照)に相談しましょう。

介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2の方や基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた方（事業対象者）が利用できるサービスです。

●訪問型サービス

利用者の居宅を訪問してサービスを行います。



①予防給付型

- 身体介護（身の回りの介護など）や生活援助（調理、掃除、ごみ出しなど）を行います。

●利用者負担のめやす

週1回程度	1,176円／月
週2回程度	2,349円／月
週2回を超える程度	3,727円／月

②生活維持型

- 生活援助（調理、掃除、ごみ出しなど）を行います。

●利用者負担のめやす

週1回程度（月5回まで）	202円／回
週2回程度（月9回まで）	202円／回

③短期集中型

- 通所型サービスの短期集中型を利用する方の日常生活のアセスメントを行います。

●生活支援サービス

栄養改善を目的とした配食サービスを行います。

●利用者負担のめやす（住民税課税世帯の方）

週14食まで	520円／食
--------	--------

★掲載している内容については、今後変更される場合があります。

★利用者負担のめやすは、サービスに係る基本的な利用者負担額（1割負担の場合の額など）を掲載しています。基本的な利用者負担額以外に利用内容によって加算などが必要になる場合があります。

★詳しくは、下関市 長寿支援課または地域包括支援センター（18～19ページ参照）へお問い合わせください。

●通所型サービス

デイサービスセンターなどでサービスを行います。



①予防給付型

- 日常生活上の支援や生活行為向上のためのサービス（専門的な支援が必要な方向け）

●利用者負担のめやす

要支援1相当	1,798円／月
要支援2相当	3,621円／月

②生活維持型

- 日常生活上の支援や生活行為向上のためのサービス（専門的な支援の必要性が低い方向け）

●利用者負担のめやす

週1回	305円／回
-----	--------

③運動特化型

- 介護予防のための運動器機能向上サービス（半日タイプ）

●利用者負担のめやす

週1回	229円／回
-----	--------

④短時間運動特化型

- 介護予防のための運動器機能向上サービス（短時間タイプ）

●利用者負担のめやす

週1回	203円／回
-----	--------

⑤短期集中型

- 運動器機能向上を目的とした保健・医療の専門職等による短期集中型のリハビリテーション

●利用者負担のめやす

週1回	366円／回
-----	--------

一般介護予防事業

65歳以上のすべての人が利用できるサービスです。

●介護予防普及啓発事業

介護予防活動の普及・啓発を行います。

■介護予防教室

高齢者の介護予防への自主的な取り組みと自立した生活を支援することを目的とし、運動器、栄養、口腔等に係る介護予防教室を実施し、高齢者が要介護状態等になることの予防や健康状態の維持及び改善を図ります。

教室の内容や実施時期等は市報等でお知らせします。

■介護予防ふれあい講座

自治会、婦人会および地区民生委員協議会等の地域活動組織の協力を得て、介護予防等に関する理解を深めるとともに、高齢者相互の交流と自発的な介護予防に資する活動の推進を図るため、講座を開催します。



●地域介護予防活動支援事業

高齢者が要介護状態になることを予防するとともに、高齢者に対して実施している地域の自主的な介護予防活動の支援を行います。

■高齢者健康づくり活動住民グループ助成事業

運動機能を維持、向上する活動（体操教室等）を自主的に開催するグループを対象とし、その活動に要する費用の一部を補助し、自主的な介護予防活動の支援を行います。

■老人クラブ連合会健康づくり活動促進事業

地域における介護予防に資すると認められる活動を行う老人クラブ連合会を対象とし、その活動に要する費用の一部を補助し、老人クラブ活動の継続、充実を図ります。

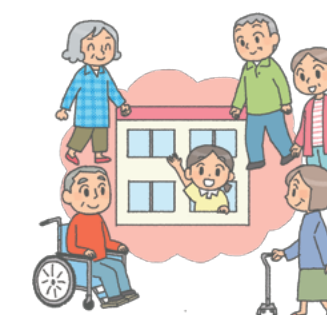
■地域支え合い活動支援事業

住民主体で生活援助、通いの場の運営及び通いの場等への送迎に取り組む団体に対し支援を行います。



●地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みを強化するため、通いの場やいきいき百歳体操を開催している団体に、リハビリテーション専門職を派遣し、体操などの指導、運動の個別メニューの提供など、介護予防活動の支援を行います。



★詳しくは、下関市 長寿支援課または地域包括支援センター（18～19ページ参照）へお問い合わせください。

困ったときは

地域包括支援センターでは こんな仕事をしています

なんでもご相談ください

20ページへ

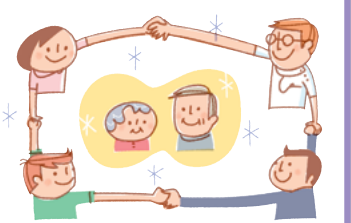
さまざまな方面からみなさんを支えます

20ページへ

●高齢のみなさんやその家族、近隣に暮らす人の介護に関する悩みや問題に対応します。介護に関する相談や心配ごと、悩み以外にも、健康や福祉、医療や生活に関することなど、なんでもご相談ください。



●みなさんを支える地域のケアマネジャーの指導や支援のほか、高齢のみなさんにとってより暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワーク作りに力を入れます。



地域包括支援センター



地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などが中心となって高齢のみなさんの支援を行います。3職種はそれぞれ専門分野を持っていますが、専門分野の仕事だけ行うのではなく、互いに連携をとりながら「チーム」として総合的にみなさんを支えます。

自立して生活できるよう支援します

21ページへ

みなさんの権利を守ります

21ページへ

●要支援1・2と認定された人は、介護保険の介護予防サービスを利用できます。



●生活に何らかの不安がある人や自立した生活ができていない人も、市が行う介護予防・日常生活支援総合事業を利用できます。

●高齢のみなさんが安心していきいきと暮らすために、みなさんのさまざまな権利を守ります。成年後見制度の紹介や、虐待を早期に発見したり、消費者被害などに対応します。



このほかにも、地域の実情に合わせて支援をします。

圏域①（本庁東部）
本庁東部地域包括支援センター
【社会福祉法人 夢の会】

あるかぼーと1-33
電話：250-6581 FAX：250-6582
アクセス：唐戸バス停 徒歩1分



圏域②（本庁西部）
本庁西部地域包括支援センター
【医療法人 茜会】

上新地町三丁目5-5
電話：250-8521 FAX：250-8561
アクセス：下関医療センターバス停 徒歩3分



圏域③（本庁北部）
本庁北部地域包括支援センター
【医療法人社団 青寿会】

武久町二丁目2-13
電話：255-1111 FAX：255-7717
アクセス：武久バス停 徒歩3分



圏域④（彦島支所管内）
彦島地域包括支援センター
【社会福祉法人 松美会】

彦島江の浦町一丁目5-2
電話：266-6516 FAX：227-3112
アクセス：ロータリーバス停 徒歩すぐ



圏域⑤（長府支所管内）
長府地域包括支援センター
【社会福祉法人 朋愛会】

長府松小田本町1-26
電話：227-3151 FAX：248-3900
アクセス：JR長府駅 徒歩3分



圏域⑥（王司・清末・小月・王喜・吉田支所管内）
東部地域包括支援センター
【社会福祉法人 下関市社会福祉協議会】

王司上町一丁目2-20
電話：249-2015 FAX：248-2830
アクセス：高磯バス停 徒歩5分



圏域⑦（川中支所管内）
川中地域包括支援センター
【一般社団法人 下関市医師会】

川中豊町三丁目3-5
電話：252-6223 FAX：252-2195
アクセス：豊町県営住宅前バス停 徒歩3分



圏域⑧（安岡・吉見支所管内）
安岡・吉見地域包括支援センター
【社会福祉法人 松涛会】

富任町一丁目4-1-3
電話：249-5015 FAX：249-6015
アクセス：豊松園または富任口バス停 徒歩3分



圏域⑨（勝山・内日支所管内）
勝山・内日地域包括支援センター
【社会福祉法人 暁会】

形山みどり町14-16
電話：227-2700 FAX：227-2701
アクセス：農協会館前バス停 徒歩3分



圏域⑩（菊川・豊田総合支所管内）
菊川・豊田地域包括支援センター
【社会福祉法人 菊水会】

菊川町大字下岡枝172-2
電話：287-2870 FAX：287-2873
アクセス：岡枝バス停 徒歩3分



豊田サブセンター

豊田町大字矢田467-1
電話：766-2710 FAX：250-8719
アクセス：豊田町西市バス停 徒歩5分



圏域⑪（豊浦総合支所管内）
豊浦地域包括支援センター
【社会福祉法人 下関市社会福祉協議会】

豊浦町大字川棚6895-1（豊浦総合支所内）
電話：775-2941 FAX：775-2942
アクセス：川棚駅バス停 徒歩すぐ



圏域	担当地区
圏域① 本庁東部	みもすろ川町、壇之浦町、本町、阿弥陀寺町、中之町、唐戸町、赤間町、宮田町、幸町、貴船町、棕野町、山の口町、上田中町、名池町、田中町、南部町、観音崎町、岬之町、入江町、西入江町、細江町、豊前田町、細江新町、丸山町、石神町、棕野上町、藤ヶ谷町、あるかぼーと、新棕野、卸新町、大字棕野、大字藤ヶ谷
圏域② 本庁西部	春日町、関西町、関西本町、長崎本町、長崎新町、長崎中央町、笹山町、上条町、長崎町1、桜山町、神田町、東神田町、西神田町、山手町、中央町、元町、向山町、東向山町、栄町、向洋町、羽山町、後田町、汐入町、金比羅町、大坪本町、藤附町、大平町、筋川町、西大坪町、南大坪町、筋ヶ浜町、上新地町、新地西町、新地町、今浦町、伊崎町、長門町、竹崎町、大和町、東大和町
圏域③ 本庁北部	幡生町、幡生本町、幡生宮の下町、幡生新町、生野町、宝町、三河町、大学町、山の田北町、山の田東町、山の田本町、山の田中央町、山の田南町、山の田西町、武久町、武久西原台

圏域⑫（豊北総合支所管内）
豊北地域包括支援センター
【社会福祉法人 下関市社会福祉協議会】

豊北町大字滝部3140-1（豊北総合支所内）
電話：782-1904 FAX：782-1909
アクセス：豊北総合支所バス停 徒歩すぐ



困ったときは

なんでもご相談ください

●●● 総合相談支援業務 ●●●

生活のなかで、困っていることや
心配なことはありませんか？

例えばこんな悩み…

- ・介護のサービス事業者に不満があるが、どうしたらよいのかわからない。
- ・近所の一人暮らしの高齢者が以前にボヤ騒ぎを起こしたが、またいつ起きるか不安だ。
- ・認知症の父親の徘徊がひどく困っている。なにかよいサービスを紹介してほしい。

これまで悩みや相談ごとがあったときに、「ここは担当ではない」「ここではわからない」などと言われ、相談することをあきらめてしまったことはありませんか？

地域包括支援センターでは、介護に関する相談や悩み以外にも、健康や福祉、医療や生活に関する事など、どのような相談にも対応します。

「どこに相談すればよいのかわからない」といった悩みも、まずご相談ください。問題に応じて適切なサービスや機関、制度の利用につなげます。



さまざまな方面からみなさんを支えます

●●● 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ●●●

こんな支援も行っています

高齢のみなさんに直接支援するほかにも、地域のケアマネジャーが円滑に仕事ができるよう支援や指導を行っています。また、より暮らしやすい地域にするため、医療機関を含め、さまざまな関係機関とのネットワーク作りに力を入れています。



自立して生活できるよう支援します

●●● 介護予防ケアマネジメント業務 ●●●

寝たきりなどへの不安はありませんか？

健康な人でも、心身の機能を積極的に使わないと、しだいに衰え、筋力や心肺機能の低下、睡眠障害や認知症などの症状がでてくる場合があります。

そのままにしておくと、介護が必要な状態になるおそれがあります。そうならないために、みなさん自身で介護が必要な状態になるのを防ぐことが大切です。

地域包括支援センターでは、みなさんの介護予防をお手伝いします。



やりたいこと、できるようになりたいことはありませんか？

1人で買い物にでかけたい、また料理を作れるようになりたい……など、みなさんが生活の中で実現したいことを目標に、できる限り在宅で自立した日常生活を継続できるよう支援します。いまできることはそのまま維持し、できないことも少しずつできるようにしましょう。



みなさんの権利を守ります

●●● 権利擁護業務 ●●●

お金の管理や契約などに不安はありませんか？

お金の管理や契約に関することに不安があるとき、頼れる家族がいない場合などには、成年後見制度※を利用できます。地域包括支援センターで成年後見制度の利用が必要と判断した場合は、申し立てなど手続きの支援をします。

※成年後見制度とは、不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービスや施設への入所などに関する契約といった場面において適切な判断をすることが難しくなった高齢のみなさんを支援する制度です。



虐待を防止します

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」にもとづき、地域包括支援センターでは虐待の防止や早期発見・把握に努め、他の機関と提携して高齢のみなさんを守ります。

そのほか、悪質な詐欺商法や消費者金融などの消費者被害の防止など、さまざまな権利に関する問題に対応します。

社会福祉協議会が行う福祉サービス利用援助事業など、みなさんの権利を守ることを目的とするサービスの情報なども提供します。

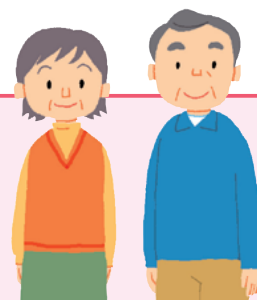


介護保険料を納めましょう

介護保険は、みなさんの保険料が大切な財源になっています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料

65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料は、下関市の介護保険サービスに必要な「基準額」をもとに、所得に応じて決められます。



第1号被保険者の基準額はどのように決まります

$$\text{基準額(月額)} = \frac{\text{下関市の介護保険サービス総費用のうち第1号被保険者負担分(23\%)}}{\text{下関市の第1号被保険者数}} \div 12\text{か月}$$

●市区町村によって、必要となるサービスの量や65歳以上の人数が異なるため、基準額も市区町村ごとに異なります。

保険料を滞納すると…

サービスを利用したとき、利用者負担は実際にかかる費用の一部を負担※しますが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

※利用者負担割合については6ページを参照ください。

1年以上滞納すると

サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請により、あとで保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納すると

サービス費用の全額を利用者が負担します。申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。

2年以上滞納すると

利用者負担が3割または4割に引き上げられ、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費及び特定入所者介護サービス費(食費、居住費の補足給付)が受けられなくなります。

保険料の納付が困難なときは、まずご相談ください。

災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。

困ったときは、お早めに下関市の担当窓口までご相談ください。



保険料の納め方は2種類に分かれます

特別徴収

年金が年額18万円以上の人

年金から天引き

年金の定期支払い(年6回)の際、年金※から保険料があらかじめ天引きされます。

※老齢基礎年金の受給繰り下げを行い、老齢厚生年金のみ受け取っている場合や、老齢福祉年金等は特別徴収の対象となりません。

普通徴収

年金が年額18万円未満の人

納付書・口座振替

下関市から送付されてくる納付書で、期日までに金融機関やコンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリを通じて保険料を納めます。

口座振替が便利です

口座振替にすると、納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。右のものを持って、指定の金融機関でお申し込みください。

金融機関に持っていくもの



- 保険料の納付書
- 預金通帳
- 通帳の届け出印

※口座振替の手続き直後の月や口座の残高不足などにより自動引き落としがされなかった場合には、納付書で納めていただきます。



年金が年額18万円以上でも一時的に納付書で納めることがあります

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 年度途中で65歳(第1号被保険者)になった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 年金が一時差し止めになった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金(老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金等)の受給が始まった場合
- ……など

40歳以上65歳未満の人(第2号被保険者)の保険料

40歳以上65歳未満の人の保険料は、加入している医療保険の算定方法により決められます。医療保険料と一括して納めます。



	国民健康保険に加入している人	職場の医療保険に加入している人
決め方	保険料は国民健康保険料の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。	医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与(標準報酬月額)および賞与(標準賞与額)に応じて決められます。
納め方	医療保険分・後期高齢者支援金分・介護保険分を合わせて、国民健康保険料として世帯主が納めます。	医療保険料・後期高齢者支援金分・介護保険料を合わせて、給与および賞与から徴収されます。

下関市の令和6年度～8年度の介護保険料 (2024年度～2026年度)

「基準年額」66,000円をもとに所得段階に応じて以下のように分かります。

所得段階	区分(対象者)	保険料率	月額保険料	年額保険料
第1段階	●生活保護の受給者 ●老齢福祉年金(※1)受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ●世帯全員が市民税非課税で、前年の「課税年金収入金額」と「合計所得金額(※2)」から年金収入に係る雑所得を引いた金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.285(※3)	1,567.5円	18,810円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の「課税年金収入金額」と「合計所得金額」から年金収入に係る雑所得を引いた金額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	基準額 ×0.385(※3)	2,117.5円	25,410円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の「課税年金収入金額」と「合計所得金額」から年金収入に係る雑所得を引いた金額の合計が120万円を超える方	基準額 ×0.685(※3)	3,767.5円	45,210円
第4段階	世帯に市民税課税者がいるが、本人が市民税非課税で、前年の「課税年金収入金額」と「合計所得金額」から年金収入に係る雑所得を引いた金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.9	4,950円	59,400円
第5段階 (基準額)	世帯に市民税課税者がいるが、本人が市民税非課税で、前年の「課税年金収入金額」と「合計所得金額」から年金収入に係る雑所得を引いた金額の合計が80万円を超える方	基準額 ×1.0	5,500円	66,000円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2	6,600円	79,200円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.3	7,150円	85,800円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.5	8,250円	99,000円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.7	9,350円	112,200円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.8	9,900円	118,800円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 ×1.9	10,450円	125,400円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 ×2.0	11,000円	132,000円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	基準額 ×2.1	11,550円	138,600円
第14段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が820万円以上920万円未満の方	基準額 ×2.2	12,100円	145,200円
第15段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が920万円以上1,020万円未満の方	基準額 ×2.3	12,650円	151,800円
第16段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,020万円以上の方	基準額 ×2.4	13,200円	158,400円

- (※1) 老齢福祉年金…明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金
- (※2) 合計所得金額…収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、所得控除(扶養控除、医療費控除等)や損失の繰越控除をする前の金額です。ただし、保険料の算定においては、長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除を控除した金額を用います。第1段階から第5段階の方は、合計所得金額に給与所得が含まれている場合は当該給与所得金額(給与所得と年金所得の双方を有する方に対する所得金額調整控除の適用を受けている方は、所得金額調整控除適用前の金額)から10万円を控除します。(控除後の額が0円を下回る場合は、0円とする。)
- (※3) 低所得者の保険料軽減…令和6年度から令和8年度において、低所得者の負担軽減を図るため、公費投入による第1段階から第3段階までの保険料軽減が継続されます。

問い合わせ先

●介護保険課(下関市南部町1番1号)

- 要介護認定に関することは…認定事務係
- 介護保険給付に関することは…給付係
- 保険料や保険証に関することは…賦課徴収係
- 介護サービス事業者の苦情・相談に関することは…事業者係

☎(083) 231-3184 FAX(083) 231-2743
☎(083) 231-1139 FAX(083) 231-2743
☎(083) 231-1138 FAX(083) 231-2743
☎(083) 231-1371 FAX(083) 231-2743

●長寿支援課(下関市南部町1番1号)

- 介護予防・日常生活支援総合事業に関することは…支援係
- 地域包括支援センターに関することは…地域包括ケア推進室

☎(083) 231-1340 FAX(083) 231-1948
☎(083) 231-1345 FAX(083) 231-1317



ユニバーサルデザイン(UD)の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。